主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人吉岡秀四郎の上告趣意は、結局単なる訴訟法違反、事実誤認、量刑不当の 主張に帰し、刑訴四〇五条に定める事由に該当しない。また記録を調べでも同四一 一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条により全裁判官の一致で主文のとおり 判決する。

昭和二六年一〇月一八日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官